

分担金・拠出金の名称		無形文化遺産保護日本信託基金拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	27,101千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国連教育科学文化機関(ユネスコ)	任意拠出金			A
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、世界の平和と安定に貢献することを目的としており、教育、科学、文化等の分野における国際的な知的交流事業や途上国への開発支援事業を実施。現在195の国・地域を擁する機関となっている。 (2)拠出に当たっての成果目標 無形文化遺産保護に関する日本の持つ豊富な経験や実績を活用して、途上国を対象に無形文化遺産の保存・振興や関連人材育成、さらに無形文化遺産保護条約履行を目標とする。特に、文化分野で事務的ネットワークを有するユネスコを通じて実施することで、より高い効果を得られる事業について、本信託基金により実施する。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・ユネスコは、文化を所掌する唯一の国連機関として幅広い活動を行っている。特に文化遺産の分野では、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約を含む国際的な保護の枠組みを築き上げた。これらの条約に基づいて世界遺産や無形文化遺産に登録された文化遺産は、開発の波などから守られ、着実な保護につながっているところ、その貢献は大きい。また、世界遺産や無形文化遺産への登録が、当該文化遺産の次世代への継承のみならず、各国における地域活性化にもつながることから、我が国を含め各国の高い関心を集めており、これらの条約の事務局を務めるユネスコの影響力は大きい。ユネスコは、これらの取組をホームページ上で公開している。 ・これまで登録された無形文化遺産は、全世界で365件(「無形文化遺産代表一覧表」掲載分。うち我が国無形文化遺産は21件)。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・内部・外部監査により、運営活動の成果の評価を行っている。また、毎年、国際公会計基準に従って、決算報告書(財政状態計算書、現金損益計算書、収支計算書の分析を含む)を作成し、拠出国に報告するとともに、ホームページ上で公開している。また、拠出金等の執行状況は毎年3月のレビュー会合においてユネスコ側から報告されるとともに、会計年度終了後(12月末)、年次財務報告が外務本省に提出されている。 ・ユネスコは松浦前事務局長の改革路線を引き継ぐボコバ事務局長のリーダーシップの下、諸改革に取り組み大幅な組織再編により経費削減を実現し、組織・財政マネジメント強化に努力している。たとえば、松浦前事務局長時に開始された、地域事務所の強化(分権化)を更に推進し、就任直後の2010年に約35%であった地域事務所人員の割合を2016年―17年予算では43%(定員ベース)にまで向上させ、例えば、アフリカ地域事務所の組織再編を実施した。また、事業成果をより重視した組織運営を行う観点から、2014―15年予算より結果指向型予算(Results-Based Budgeting)を導入した。人事政策では、2011年の米国の分担金支払停止により、2012年以降、本体事業予算が実質22%減(653百万ドル→507百万ドル(2016―17年2カ年予算は518百万ドルに微増))となったことを受け、ポストの廃止や格下げ、退職勧奨(voluntary separation scheme)等を通じ、約15%の本体予算人員削減(1651名(2011年)→1397名(2014年))を実施した。 ・2016年、英国開発省(DFID)による「マルチ援助レビュー」において、DFIDから英国政府資金を1百万ポンド以上供与されている38の国際機関のうち、パフォーマンスの最下位グループと位置付けられた。これに対してユネスコ側は、各種事業の効果的かつ効率的な実施や内部・外部監査の結果等を踏まえ、当該レビューの結果は不当であるかを訴え、同年12月1日にDFIDに対する反論をホームページに掲載した。 ・ユネスコの事業・予算をはじめとする主要政策の検討・実施を審議する執行委員会が年2回開催され、我が国は執行委員国として参加し、改善に積極的に関与している。また、2年に1回開催されるユネスコ総会(最高意思決定機関)では、行財政・総合問題・事業支援・対外関係(APX)委員会が開かれ、戦略的計画の策定、事業モニタリング、予算策定等の方針改善が行われている。 ユネスコ日本政府代表部を通じて、定期的にユネスコ事務局幹部との意見交換や情報収集等を行っている。 ・本信託基金については、我が国が100%拠出しているものであり、その用途は我が国がユネスコと協議の上決定し、執行状況もユネスコから詳細に報告を受けるシステムが確立されている。				

Ⅱ 当該機 関等と日 本との 関係につ いて	3 日本 の外交 課題遂 行にお ける当 該機関 等の有 用性	・世界遺産条約(1972年採択、1975年発効)に象徴される有形の文化遺産保護に対し、無形文化遺産保護については2003年によりやく無形文化遺産保護条約が採択された。しかし、我が国は、各国に先駆けて既に1950年に制定された我が国文化財保護法によりは、有形のみならず無形の文化財も保護の対象として豊富な実績を積んでおり、1993年にユネスコに本信託基金を設置し、各国における無形文化遺産保護への協力を開始した。以来、本信託基金を通じ、無形文化遺産保護の法制度やノウハウの少ない途上国を対象に、消失の危機にある無形文化遺産保護や、条約履行のためのキャパシティ・ビルディング(能力構築)を支援している。本拠出金が減額等される場合、この分野で主導的な役割を果たしている日本のプレゼンスが損なわれるにとどまらず、ひいては、無形文化遺産という人類全体の利益が失われかねない。 ・我が国の二国間支援では文化分野に限られている中で、ユネスコを通じて拠出することにより、効果的な無形文化遺産保護が可能となる。また、協力の実施が困難な地域(イラク、アフガニスタン等)においても、ユネスコ現地事務所を通じて効果的な支援の実施が可能である。なお、ユネスコの専門的知見を活用するとの観点からユネスコを通じて拠出してはいるものの、事業実施国においては、全ての事業を「日本信託基金」と銘打って我が国の国旗を掲げて実施していることにより、我が国による協力であることが強く認識されている。また、日本人専門家も本信託基金を通じた人材育成に参画していることから、我が国の顔の見える支援として大きな効果を有する。このように、我が国の文化外交を遂行する上で、ユネスコは不可欠の機関となっている。 ・無形文化遺産は、その担い手である人々のアイデンティティに直接関わる重要な存在であり、こうした無形文化遺産の保護に対する協力は、その国の人々の心情に直接訴えかけけるものとして高い費用対効果を有する。本信託基金による事業は、我が国が行うこの分野における協力の主要なものとなっており、本信託基金事業を通じて実施してきた事業が上げてきた高い成果の表れの一環として、我が国は、2006年の条約発効以来2度にわたり政府間委員会委員国に選出されており(2006-2007年、2010-2014年)、同条約の運用に係る重要な意思決定に参画している。特に、2007年には議長国として政府間委員会を東京においてホストし、条約運用の核となる運用指示書を我が国の意向を反映しつつ取りまとめた。また2015年から現在に至るまで、無形文化遺産代表一覧表への登録案件の審査を行う評価機関メンバーに日本人専門家が選ばれる(2016年には議長に選出)等、無形文化遺産保護全般にわたる我が国の大きなプレゼンスにつながっている。
	4 当該機 関等にお ける日本 人職員・ ポストの 状況等	・2016年末時点で、ユネスコ全職員2154人中、邦人職員数は49人で2.27%を占め(昨年は2174人中49人で2.25%)、うち専門職以上は45人(昨年は46人)である。45人のうち、2人は幹部クラス職員(D1)である(在インド・ニューデリー事務所長及びIICBA所長。) ・ユネスコは、地理的配分ポストについて、望ましい専門職以上の邦人職員数を21～35名と算出しており、実際は45人のため、望ましい水準に達している。これは仏に次いで第2位の人数(全職員数ではカナダと同率第4位)である。 ・選挙等によるポストの獲得状況に関して、我が国は、ユネスコ執行委員会委員国の議席を1952年以来継続して確保しており、加盟国の中でも大きな影響力を保持している。また、ユネスコ下部機関選挙に関して、我が国は1961年から連続して政府間海洋学委員会(IOC)執行理事国であり(現任期は2017年まで)、近年では道田豊東京大学教授がIOC副議長を務めた(2015年で任期終了)。その他、国際水文学計画(IHP)政府間理事会、社会変容のマネジメント(MOST)政府間理事会についても、2017年までの任期で委員国を務めている。さらに、人間と生物圏計画(MAB)国際調整理事国、政府間生命倫理委員会(IGBC)、文化財原保有国返還促進委員会(ICPRCP)の選挙でも議席を確保しており、任期は2019年までとなっている。 ・慢性的な人員不足のユネスコ事務局コミュニケーション・情報局に日本人職員の派遣を提案したところ、承認された。 ・日本人職員増強の取組として、外務省国際機関人事センターとともに、ユネスコ日本政府代表部を通じて、定期的にユネスコ事務局幹部や人事部と意見交換や申し入れ等行っている。その他、日本人の採用が好ましいポジション(事業運営上、我が国の関係者との円滑な協力が求められる部門等)や幹部ポストに空きが出た際には、適切な人材の発掘・マッチングやユネスコ事務局へ働きかけ(推薦状を送る等)を行い、採用・昇進を支援している。
	5 日本 の拠出 金等の 執行管 理にお けるPD CAサイ クルの 確保	以下のとおり、日本が拠出する拠出金のPDCAサイクルは確保されている。 PLAN: 日・ユネスコレビュー会合において策定される中期事業計画に沿って、ユネスコが事業案を日本側に提出。 DO: 事務局は、日本側が精査して承認した内容に従って事業を実施。 CHECK: 事務局は、日・ユネスコレビュー会合において詳細に日本の拠出金の実施状況等を報告。日本側は改善点があれば改善を求める。 ACT: 改善を求めた点は、次のレビュー会合前の報告等でチェックし、それ以降の事業に反映させる。 ユネスコは、我が国との年次レビュー会合等の機会を通じて拠出金の執行状況の報告等行ってきたり、適切な管理とその強化に努力している。例として、2015年は上記のプロセスにより拠出金の運用に係るガイドラインを改善し、現地における我が国の援助方針との合致等、より我が国の外交政策との整合性を向上させた。
	担当課 室名	国際文化協力室